

令和元年11月25日（月）  
午後3時  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議案書

傍聴人用  
閲覧用

退席時はご返却願います。

**報告事項**

報告第21号 職員の分限処分について

報告第22号 市長からの意見聴取について

**議決事項**

議案第37号 公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決について

議案第38号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

**署名人**

高須教育長

玉井委員

10・11月教育委員会一般事務報告

(10月29日～11月25日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	31	木	新・BS日本のうた	NHK歌番組公開収録	市民会館
11	1	金	校長役員会	11月校長会の案件について	総合教育研修センター
	2	土	寝屋川文化芸術祭（～3日）	式典（2日）、作品展示、舞台発表等	市民会館 他
	5	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	金	小中学校英語教育特別推進地域研究発表会 市指定文化財特別公開（～11日）	公開授業・指導講評 市指定文化財公開	第三中学校 菅原神社、西正寺
	9	土	小中学校英語教育特別推進地域研究発表会	全体会	市民会館
	12	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	10	日	三島・北河内地区対抗柔道大会	大会	守口市民体育館
	16	土	寝屋川市立堀溝小学校創立50周年記念式典	記念式典	堀溝小学校
	17	日	市民体育大会 剣道の部 2019青年祭	大会 青年交流事業（舞台発表、作品展示など）	市民体育館 市民会館
	20	水	寝屋川市小学校音楽会 イングリッシュ・プレゼンテーション・コンテスト プレ発表会	児童による音楽発表 生徒による英語発表	市民会館 総合教育研修センター
	21	木	寝屋川市小学校音楽会	児童による音楽発表	市民会館
	25	月	教育委員懇話会 教育委員会11月定例会		本庁2階 特別会議室1 議会棟5階 第2委員会室

11月・12月教育委員会行事計画書

(11月26日～12月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
11	26	火	総合教育会議		議会棟5階 第2委員会室
	28	木	校長役員会	12月校長会の案件について	総合教育研修センター
			教育支援委員会	就学支援等に関する協議	議会棟4階 第1委員会室
	29	金	小学生スポーツ大会	大縄跳び大会	市民体育館
	30	土	寝屋川市立田井小学校創立50周年記念式典	記念式典	田井小学校
12	2	月	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告（決算）、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	4	水	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟5階 第2委員会室
	5	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	6	金	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	7	土	中学生の主張	発表会	アルカスホール
	8	日	市民体育大会 インディアカ混合の部	大会	池の里市民交流センター
			市民体育大会 マラソンの部	大会	淀川河川公園太間地区
			市民体育大会 ソフトバレー ボールの部	大会	市民体育館
	11	水	12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
	12	木	12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	13	金	12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	17	火	12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	20	金	中学生サミット	各校の取組交流等	総合教育研修センター
	23	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会12月定例会		議会棟5階 第2委員会室

報告第21号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年11月25日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和2年1月19日まで休職を命ずる

令和元年11月20日

寝屋川市教育委員会

報告第22号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和元年11月25日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）

(歳出)

8款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源				内訳
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他の 財源 千円	一般財源 千円	
1 教育委員会 経務費	626,355	△1,379	624,976	-	-	-	-	△1,379
3 総合教育研 修センター 費	69,027	67	69,094	-	-	-	-	67

区 分	金額 千円	事 業 概 要	
		2 給料	135 [人件費等]
一般職給	135	1 人件費等	△1,379
3 職員手当等	△1,527		
地域手当	110		
扶養手当	333		
通勤手当	193		
時間外勤務手当	△637		
期末手当	△810		
勤勉手当	△1,038		
住居手当	△398		
児童手当	720		
4 共済費	13		
共済組合負担金	△7		
健康保険負担金	1		
厚生年金負担金	22		
雇用保険料	△2		
介護保険料	△1		
4 共済費	67	[人件費等]	
健康保険負担金	9	1 人件費	67
厚生年金負担金	35		
雇用保険料	1		
介護保険料	22		

目	補正前の額 千円	補正額 千円	補正額 計	補正額の財源			内訳 千円
				特定 国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の 財源 千円	
計	1,306,436	△1,312	1,305,124	-	-	-	△1,312

2項 小学校費

1 学校管理費	814,654	△171	814,483	-	-	-	△171	2 給料			252 [人件費等] △171
								一般職給	3 職員手当等	252 1 人件費 △361	
2 学校給食費	583,175	△1,911	587,264	-	-	-	△1,911	地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	30 △143 △106 △13 △129	△171	
3 教育費	1,305,124	△1,312	1,303,812	-	-	-	△1,312	4 共済費	△62	△171	
4 保健衛生費	1,303,812	△1,312	1,302,500	-	-	-	△1,312	共済組合負担金 健康保険負担金 厚生年金負担金 雇用保険料 介護保険料	5 △66 40 △63 22	△171	
5 修繕費	1,302,500	△1,312	1,301,188	-	-	-	△1,312	2 給料	△495 [人件費等] △1,911	△171	
6 事業費	1,301,188	△1,312	1,299,876	-	-	-	△1,312	一般職給	△495 1 人件費等 △858	△171	
7 その他	1,299,876	△1,312	1,298,564	-	-	-	△1,312	3 職員手当等	△55 60 △211 346 △331 △1,063 96	△171	

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源				内訳 千円
				特 定 財 産 国庫支出金 千円	地 方 債 千円	其 他 千円	一 般 財 源 千円	
合計	1,713,349	△2,082	1,711,267	-	-	-	-	△2,082

区 分	金額 千円	事 業 概 要	
		内 説 明	節
児童手当	300		
4 共済費	△558		
共済組合負担金	162		
健康保険負担金	△272		
厚生年金負担金	△363		
雇用保険料	△17		
介護保険料	△68		

3項 中学校費	1 学校管理費			
	1 学校管理費	2 給料	3 員員手当等	4 共済費
	501,227	△17,175	490,052	-
		-	-	-
				△17,175
合計	1,142,922	△17,175	1,125,747	-
				-
				△17,175

区 分	金額 千円	事 業 概 要	
		内 説 明	節
一般職給	△8,514.1	人件費等	
3 員員手当等	△5,706		
地域手当	△1,039		
扶養手当	△143		
時間外勤務手当	△147		
期末手当	△2,208		
勤勉手当	△1,997		
住居手当	△72		
児童手当	△100		
4 共済費	△2,955		
共済組合負担金	△2,955		

## 4項 幼稚園費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 国庫支出金 千円	地 方 借 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
1 幼稚園管理費	196,125	△874	195,251	-	-	-	△874
計	650,037	△874	679,163	-	-	-	△874

## 4項 幼稚園費 拠出額の概要

区 分	金 額 千円	事 業 概 要	
		節 · 脱 明	[人件費等]
2 給料	△1,434		
一般職給	△1,434	1 人件費等	
3 職員手当等	1,054		
地域手当	△33		
扶養手当	140		
管理職手当	1,056		
通勤手当	362		
時間外勤務手当	7		
期末手当	△67		
勤勉手当	△281		
児童手当	△120		
4 共済費	△494		
共済組合負担金	△494		

## 5項 社会教育費

区 分	金 額 千円	事 業 概 要	
		節 · 脱 明	[人件費等]
2 給料	△7,298		
一般職給	△7,298	1 人件費	
3 職員手当等	△6,774		
地域手当	△1,044		
扶養手当	34		
管理職手当	△1,437		
通勤手当	218		
時間外勤務手当	7		
期末手当	△2,096		
勤勉手当	△2,159		
住居手当	△297		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳			要概説・明記区分	金額
				特	定	財	國庫支出金	地方債	その他の		
3 図書館費	297,407	△2,133	295,274	-	-	-	-	-	△2,133	△2,133	△2,133
4 青少年教育 費	94,224	△67	94,157	-	-	-	-	-	-	△67	△67

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳			要概説・明記区分	金額
				特	定	財	國庫支出金	地方債	その他の		
3 図書館費	297,407	△2,133	295,274	-	-	-	-	-	△2,133	△2,133	△2,133
4 青少年教育 費	94,224	△67	94,157	-	-	-	-	-	-	△67	△67

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源				内訳 千円	事業費 千円	要 概要 千円
				特 別 支 出 金 千円	国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円			
5 留守家庭児童会費	624,284	△16,481	607,803	-	-	-	-	△16,481	-	△16,481
合計	1,726,998	△35,865	1,691,133	-	-	-	-	△35,865	-	-

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源				内訳 千円	事業費 千円	要 概要 千円
				特 別 支 出 金 千円	国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円			
6 项 社会体育費	103,034	△4,170	103,864	-	-	-	-	-	△4,170	-
務費										
合計	1,726,998	△35,865	1,691,133	-	-	-	-	△35,865	-	-

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源				内訳 千円	事業費 千円	要 概要 千円
				特 別 支 出 金 千円	国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円			
2 绦料			△7,288	[人件費等]				△7,288	1 人件費	△7,288
一般職給			△7,288	[人件費等]				△7,288	1 人件費	△7,288
3 職員手当等			△7,406					△7,406		△7,406
地域手当			△875					△875		△875
通勤手当			54					54		54
時間外勤務手当			△933					△933		△933
期末手当			△3,068					△3,068		△3,068
勤勉手当			△2,584					△2,584		△2,584
4 共済費			△1,787					△1,787		△1,787
健康保険負担金			△877					△877		△877
厚生年金負担金			△608					△608		△608
雇用保険料			△138					△138		△138
介護保険料			△164					△164		△164

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源				内訳 千円	事業費 千円	要 概要 千円
				特 別 支 出 金 千円	国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円			
2 绶料			△2,191	[人件費等]				△2,191	1 人件費	△2,191
一般職給			△2,191	[人件費等]				△2,191	1 人件費	△2,191
3 職員手当等			△1,542					△1,542		△1,542
地域手当			△263					△263		△263
夫差手当			40					40		40
管理職手当			△38					△38		△38
通勤手当			△85					△85		△85
時間外勤務手当			△784					△784		△784
期末手当			△326					△326		△326
勤勉手当			△50					△50		△50
住居手当			△36					△36		△36

目	補正前の額 千円	補正額 千円	補正額 計 千円	補正額の財源			内訳 千円
				特定 国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の 一般財源 千円	
計	180,390	△4,170	176,220	-	-	-	△4,170

目	補正前の額 千円	補正額 千円	補正額 計 千円	補正額の財源			内訳 千円
				特定 国庫支出金 千円	地方債 千円	その他の 一般財源 千円	
計	180,390	△4,170	176,220	-	-	-	△4,170

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
児童安全安心事業(通信 端末配布)に係る経費 (使用料)	令和元年度 ～令和3年度	30,052 千円
中学校屋内運動場エアコン 設置に係る経費 (委託料)	令和元年度 ～令和2年度	36,000 千円
中学校屋内運動場エアコン 設置に係る経費 (工事請負費)	令和元年度 ～令和2年度	583,000 千円

議案第 号

## 指 定 管 理 者 の 指 定

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- |         |   |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市野外活動センター                            |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人ナック                            |
| 3 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

議案第37号

公文書開示拒否決定に係る審査請求についての裁決について

公文書開示拒否決定に係る審査請求について、別紙のとおり裁決するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年11月25日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

審査請求人が平成30年10月16日に提起した公文書の開示拒否決定（平成30年8月24日付け社文ス第1102号）に係る審査請求について、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申を得て、裁決するため。

裁 決 書

審 査 請 求 人

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

処 分 庁 寝屋川市教育委員会

審査請求人が平成 30 年 10 月 16 日に提起した処分庁による公文書の開示拒否決定(平成 30 年 8 月 24 日付け社文ス第 1102 号)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

本件における表記

本件について、名称等を次のとおり略記する。

略記	正式名称等
平成 23 年処分	平成 23 年 1 月 21 日付け社文ス第 1334 号部分開示決定
平成 28 年処分	平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号部分開示決定
平成 28 年審査請求	審査請求人が、平成 28 年 8 月 5 日に提起した処分庁による公文書の部分開示決定(平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号)に係る審査請求

## 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は審査請求人が処分庁に対し、寝屋川市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「地域交流センターの指定管理者に応募した事業者の情報開示について意見聴取した文書（平成 28 年 4 月 1 日請求の分）」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）したところ、処分庁が不存在であることを理由にその開示を拒否する決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が本件処分の取り消しと開示を求めるものである。

### 2 本件審査請求に係る経緯

#### (1) 公文書の開示請求

審査請求人は、平成 30 年 8 月 10 日に、条例第 5 条の規定により、本件開示請求をした。

#### (2) 本件処分

処分庁は、平成 30 年 8 月 24 日、条例第 10 条第 5 項の規定により、本件開示請求に係る公文書が存在しないことにより本件処分をして、同日付け社文ス第 1102 号不存在通知書によって審査請求人に通知した。

#### (3) 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 10 月 16 日、本件処分について、審査庁に対し、審査請求書を提出した。

#### (4) 弁明書

審査庁は、平成 30 年 11 月 7 日、処分庁に対し、審査請求書を送付するとともに、同年 12 月 25 日までに弁明書を提出するよう求め、処分庁は、同年 12 月 25 日、審査庁に対し、弁明書を提出した。

#### (5) 反論書

審査庁は、平成 30 年 12 月 25 日、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合は、平成 31 年 1 月 31 日までに提出するよう求め、審査請求人は、同年 1 月 24 日、審査庁に対し、反論書を提出し

た。

(6) 口頭意見陳述申立

審査庁は、平成 31 年 4 月 3 日、審査請求人に対し、口頭意見陳述に係る意向についての文書を送付し、口頭意見陳述を申立てる場合は、同年 5 月 7 日までに提出するよう求め、審査請求人は、同年 4 月 16 日、審査庁に対し、口頭意見陳述申立書を提出した。

(7) 口頭意見陳述審理手続き担当員の指名

令和元年 5 月 27 日、本件審査請求の口頭意見陳述を審理手続きを行う者として、審査庁の職員を指名し、同日付けでその旨を審査請求人に通知した。

(8) 口頭意見陳述の実施

審査庁は、令和元年 6 月 21 日、審査請求人に対し、口頭意見陳述の実施通知を送付するとともに、同年 7 月 8 日までに質問趣意書を提出するよう求め、審査請求人は、同月 6 日、審査庁に対し、質問趣意書を提出した上で、同月 16 日、口頭意見陳述を実施した。

(9) 寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

審査庁は、令和元年 9 月 3 日付けで寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、令和元年 11 月 11 日付けで答申（以下「本答申」という。）を得た。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は概ね次のとおりと解される。

- (1) 処分庁は、電子メール（以下「本件メール」という。）で行った事業者の問合せについては、紙に出力せず、システムの取替に伴い消去され、復元できないと述べているが、これは条例第 13 条（第三者保護に関する手続き）や「情報公開の手引」「文書事務の手引」に定めた規定に反している。また、消去された文書が復元できないとは信じられない。

- (2) 電話（以下「本件電話」という。）で行われた問合せは、文書を作成・取得していないと述べているが、これも上記条例や規定に反している。また、

その折、何も記録されなかつたとは考えられない。

(3) 処分庁の職員が条例あるいは「文書事務の手引」に従つて業務を行わなかつた結果、市民の請求に対して「文書不在通知」を行つたことになる。このような職員の違法行為の結果が市民に及ぶことは到底承服できない。

(4) 処分庁は、聴取記録の本件メールを復元し、また、本件電話で行われたやりとりの文書を探し出して開示すべきである。

(5) 反論書及び口頭意見陳述において、第三者の意見聴取に関して、処分庁は、問合せを行つた時点では「23年処分が念頭にあつたので、事業者に対し確認を行つた」と認めており（平成28年審査請求における口頭意見陳述聴取結果記録書）、事業者の回答以前に不開示を決めたのだから、条例第13条に基づくものではないと称していても、問合せを行つた時点ではその必要があると考えていたことは明らかであつて、「不開示とすることを事業者の回答以前に決定していたから（これも処分庁の主張に過ぎないが）条例第13条に基づくものではない」というのは本末転倒の議論である。

条例第13条に基づくものではないなら、処分庁はいかなる規定に基づき、いかなる権限によって事業者の意向聴取を行つたのか。公務員が何らかの規定にも基づかず、単に自分の思い付きで私的に事業者への問合せを行うことが認められるのか。また、その回答はどのような位置づけをされるのか。

(6) 反論書及び口頭意見陳述において、本件メールのやり取りに関して、処分庁は、メールで受け取つた文書を紙に出力しなかつたことについて「平成28年処分の内容を左右するものではなかつたため、起案・供覧を要さず、かつ事務処理上特に支障がないものに当たるため、出力しなかつた」と述べている。これで見ると、担当職員は誰にも相談せず自分一人の判断でこれを行つたようである。これこそ独断的、主觀的な行為ではないか。まして、平成28年審査請求において平成23年処分を覆す判断をするにあたつては、特にその理由について府内で充分に検討を要したと考えられるが、それを「私的・個人的に」メールで問い合わせ、回答は紙に出力しなくとも「事務処理上特に支障がないものに当たる」と判断したというそのことが、その行為自体があまりに軽率で誤りであったことを証するものに他ならない。

(7) 反論書及び口頭意見陳述において、本件メールの復元に関して、本件メー

ルの復元が不可能であることを庁内の情報化推進課が確認したことであるが、他の民間業者には復元を行うものがいるのではないかと思われる。そのような民間業者に問合せを行うなど、復元の努力を尽くしたのか、まだ行っていないのであれば、さらに努力すべきである。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は概ね次のとおりと解される。

### (1) 前提事実等

指定管理者に応募した事業者に対する処分庁職員による問合せ（照会と回答）は、1事業者については本件メールで行われ、その余の事業者については本件電話で行われた。

- (2) 本件メールが本件開示請求の行われたときに存在したかどうかについて、  
本件メールを含む平成29年3月以前の電子メールは、電子メールシステム  
の入れ替えに伴い、平成30年3月31日までの経過措置を経て全て消去され  
たが、本件意見聴取が行われた際に用いられた電子メールシステムの使用に  
係るライセンス期間は平成30年3月31日に終了していることから、サーバ  
ー上の電子メールを探索することは不可能であることを電子計算処理組織  
に関する事務を担当する経営企画部情報課推進課に確認済である。
- (3) 本件電話による照会と回答に係る情報が記録された公文書が作成され、か  
つ本件開示請求の行われたときに存在したかどうかについて、何の公文書も  
作成されていない。本件審査請求を受けて、念のため再度処分庁が保管して  
いる公文書のファイルを調査したが、本件問合せに係る公文書は発見されな  
かった。

## 理由

### 1 本件処分について

- (1) 上記審理関係人の主張の要旨1-(1)について  
① 審査請求人の、本件メールの取扱いについて、条例第13条の規定及び  
「情報公開事務の手引」に反する旨の主張について

審査請求人の論旨は、本件問合せが条例第 13 条第 1 項に基づく意見聴取であることを前提とするものと思われるが、同意見聴取については、それを行った場合には開示決定から開示の実施までの期間が最低 30 日となる（条例第 13 条第 3 項）という開示請求者にとって不利益な効果を伴う手続であるところ、処分庁において本件問合せを行ったのは、その様な手続までをも「必要があると認め」（条例第 13 条第 1 項）で行ったものではない。従って、本件問合せが条例第 13 条第 1 項に基づく意見聴取であることを前提とする審査請求人の主張は妥当ではない。

② 審査請求人の、本件メールの取扱いについて、「文書事務の手引」の規定に反する旨の主張について

審査請求人の主張は、本件メールを紙に出力しなかったことが「文書事務の手引」の規定に反するのではないかと指摘するものと思われるが、「文書事務の手引」47 頁の「4 電子メールの受信」の項には、「課等において受信が確認された電子メールは、速やかに紙に出力した上で、課等への到達文書として取り扱います。ただし、当該電子メールの内容が、起案・供覧を要さず、かつ、事務処理上特に支障がない場合は、紙への出力を省略することができます。」との記載がある。そして、本件メールについては、平成 28 年処分の内容を左右するものではなかったため、起案・供覧を要さず、かつ事務処理上特に支障がないものに当たることから、当該ただし書の記載に基づいて出力をしなかったものであり、「文書事務の手引」の規定に反するものではない。

③ 審査請求人の、本件メールが消去されており、復元することができないとは信じられないとの主張について

この点については、平成 29 年 3 月の電子メールシステムの入替えに伴い、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置（平成 29 年 3 月以前の電子メールの保存期間）を経て、本件メールは消去されている。また、本件メールのやりとりが行われた際に用いられていた電子メールシステムの使用に係るライセンスの期間は、平成 30 年 3 月 31 日に終了しており、サーバ上の電子メールを探索することが不可能であることを、電子計算処理組織に関する事務を担当する経営企画部情報化推進課に確認済である。

処分庁が本件処分をするに当たり、本件メールが公文書として存在するか否かについて、本答申は以下のように示している。

本件メールに関して、条例第2項第2号が公文書を実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施時間が「保有」しているものをいう、と定義されていることに照らせば、実施機関の職員が電磁的に記録されている公文書をそれが記録されている装置から消去することは、当該職員が当該公文書を廃棄することであり、その結果、当該実施機関は当該公文書を失い、保有しないこととなる。

また、そう解するのでなければ電磁的に記録されている公文書は、技術的に復元が可能である限り、たとえ実施機関が組織的に用いることを放棄した後であっても実施機関が公文書として保有していることとなり、条例の定める公文書の定義と異なる情報が条例に基づく開示請求の対象となる不都合が生じる。

そうすると、たとえ審査請求人の主張するように本件メールの復元が技術的に可能であるとしても、条例上は、本件メールは本件開示請求が行われたときには既に廃棄され、教育委員会は保有していなかった、つまり公文書として存在していなかったと解すべきである。

## (2) 上記審理関係人の主張の要旨 1-(2)について

- ① 審査請求人は、本件電話で行われた問合せについても条例第13条や「情報公開事務の手引」に反する旨主張しているが、上記1(1)で述べたことは、本件電話で行われた問合せにも妥当するものであるから、審査請求人の主張は妥当ではない。
- ② また、本件電話で行われた問合せについて、何も記録されなかつたとは考えられない旨の審査請求人の主張については、事実、何も公文書が作成されていない以上、妥当ではないと言わざるを得ない。なお、本件審査請求を受けて、念のため再度、処分庁が保管している公文書のファイル内を調査したが、本件問合せに係る公文書は発見されなかつた。

本件電話による照会と回答に係る情報が記録された公文書（以下「本件電話メモ」という。）が存在するか否かについて、本答申は以下のように示している。

本件電話メモが不存在であるとする処分の取消を求める本件審査請求においては、審査請求人が、本件開示請求が行われたときに教育委員会が本件電話メモを保有していたことを推認することができる事実を摘示する責任を負うと解すべきところ(最高裁平成26年7月14日判決集民第147号63頁参照)、審査請求人の主張は、畢竟「存在するはずである」とするのみであり、本件開示請求が行われた当時、教育委員会が本件電話メモを保有していたことを推認するには不十分である。

(3) 上記審理関係人の主張の要旨1-(3)(4)について

審査請求人の主張は、本件問合せが条例等の規定に反することを前提とするものであり、いずれも妥当ではない。また、本件メールを復元することができないこと、及び本件電話で行われた問合せについて、公文書が作成されていないことは既に述べたとおりである。

(4) 上記審理関係人の主張の要旨1-(5)について

本件問合せは、処分庁担当職員が、「平成23年処分時の例外的な開示の応答が念頭にあり、事業者に問合せ・確認を行った」ものであり、条例第13条第1項に基づき、事業者に対し意見聴取を行ったものではない。

当該事業者は選考から外れた事業者であり、各事業者がノウハウを提示し応募された内容であって、不開示情報とは事業者の個人情報の守秘義務を遵守するためのものであり、必要以上に意見聴取の必要性はないと判断されるものであり、処分庁が本件問合せを行った根拠は平成23年処分時の例外的な事例に則ったものである。

(5) 上記審理関係人の主張の要旨1-(6)について

文書事務の手引において、起案とは『寝屋川市の意思決定を具体化する基礎となる案文』、供覧とは『意思決定の原案を作成する起案とは異なり、意思決定は伴わないものの、上司に一定の情報を知らせるため、文書を閲覧に供すること』と記載している。

処分庁としては、遅くとも各事業者から本件問合せに対する回答を受領した時点において、本件問合せに関する事業者に関する情報は、回答内容如何に関わらず、条例に基づいて不開示とするべきと考えるに至っていることから、担当職員が、当該回答内容を、起案、供覧を要しない文書として取り扱

ったことは、何ら不自然なことではなく、当該起案・供覧を要しない電子メールについて紙に出力しなかったことについても、文書事務の手引きに従つた処理を行つたものであり、不合理な点はない。

(6) 上記審理関係人の主張の要旨 1-(7)について

電子メールの復元については、上記 1(1)③に記載のとおり、サーバー上の電子メールを探索することは不可能である旨、経営企画部情報課推進課に確認したことから、民間事業者への問合せは、行っていない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分に違法又は不当な点は認められず、理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年 11 月 日

審査庁 寝屋川市教育委員会

(教 示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、寝屋川市を被告として（訴訟において、寝屋川市を代表する者は寝屋川市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、寝屋川市を被告として（訴訟において、寝屋川市を代表する者は寝屋川市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこ

の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第38号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命  
について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

令和元年11月25日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の任期満了に伴い、新委員を委嘱及び任命するため。

## 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

### 1 委嘱及び任命委員数

公募による市民 1名  
学識経験を有する者 3名  
学校関係者 2名  
PTA関係者 3名  
留守家庭児童会関係者 3名  
放課後子供教室関係者 3名

### 2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第1号	公募による市民	屋敷 和美	前放課後子ども総合プラン運営委員会委員
第2号	学識経験を有する者	杉本 厚夫	京都教育大学・関西大学名誉教授
第2号	学識経験を有する者	安達 博	寝屋川市立小学校元校長
第2号	学識経験を有する者	龍田 寿子	寝屋川市立小学校元校長
第3号	学校関係者	西田 要一	寝屋川市立第五小学校長
第3号	学校関係者	耕井 政明	寝屋川市立三井小学校長
第4号	PTA関係者	新井 美賀	寝屋川市立校園PTA協議会
第4号	PTA関係者	辻阪 みちよ	寝屋川市立校園PTA協議会
第4号	PTA関係者	村口 亜希子	寝屋川市立校園PTA協議会
第5号	留守家庭児童会関係者	永幡 淳	寝屋川市立池田小学校留守家庭児童会児童指導員
第5号	留守家庭児童会関係者	玉井 由紀子	寝屋川市立啓明小学校留守家庭児童会児童指導員
第5号	留守家庭児童会関係者	大村 いづみ	寝屋川市立堀溝小学校留守家庭児童会児童指導員
第6号	放課後子供教室関係者	楠本 理加	寝屋川市立神田小学校放課後子供教室実行委員会
第6号	放課後子供教室関係者	山本 篤子	寝屋川市立西小学校放課後子供教室実行委員会
第6号	放課後子供教室関係者	村上 百合子	寝屋川市立南小学校放課後子供教室実行委員会

### 3 任期

令和元年12月25日から令和3年12月24日まで